

# 松戸市農業委員会総会議事録

令和4年1月12日

## 令和4年松戸市農業委員会1月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿 唯司は令和4年1月12日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

### 1. 出席委員

1番	加藤一郎	2番	加藤正芳
3番	齋藤香	5番	山室一美
6番	山口輝雄	7番	岩佐忠夫
8番	椿唯司	9番	鈴木栄一
10番	渡邊洋子	11番	湯浅孝一
12番	杉浦昌平	13番	松戸英樹
14番	杉浦勇司	15番	渡邊慶弘
明・矢切区域	戸張嘉宣	東部区域	湯浅雅之
常盤平・五香区域	小暮俊	常盤平・五香区域	山崎唯司
馬橋・小金区域	横山定勝		

### 1. 欠席委員

明・矢切区域	平川正俊	馬橋・小金区域	湯浅清
--------	------	---------	-----

### 1. 関係課出席職員

農政課長	加藤広之	主任主事	杉崎慶太
------	------	------	------

### 1. 事務局出席職員

事務局長	岡野衛	事務局長補佐	榑孝弘
主幹兼係長	古山和幸	主幹兼係長	武井博子
主任主事	花村理恵		

開会 午後 3時00分

議長 それでは、令和4年の新春を迎え、皆様方には大変なお天気にも恵まれてよい正月を迎えられたんじゃないかなと思います。明けましておめでとうございます。今年一年よろしくお願ひいたします。

それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和4年1月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名、推進委員が5名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により会議が成立しております。

---

◎議事録署名委員の選任

議長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議事録署名委員を指名いたします。

議席番号13番、松戸英樹委員、議席番号14番、杉浦勇司委員の両委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申出についてご報告します。

傍聴の申出はございませんでした。

議長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんので、早速議事に入ります。

---

◎議案の提出

議長 本日の議案は、第1号から第2号となっております。

なお、報告事項については、第1号から7号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願ひます。

---

◎議案第1号

議長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。

それでは、利用計画について、農政課長、よろしくお願ひいたします。

農政課長 農政課の加藤です。今年もよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は新規設定案件1件、再設定案件4件となります。

それでは、議案第1号1番をご説明いたします。

お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。

申請地につきましては、水色の冊子でお配りしている参考資料の1ページ、2ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は七右衛門新田、現況地目は畑、面積は3,061平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は2年の設定でございます。

借受者の方は、エダマメ、コマツナを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

**議 長** ただいま農政課長より議案第1号の1番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、横山委員。

**横山推進委員** 推進委員の横山です。

ただいまの説明でよく分かりました。地元ですので双方すごく知っていますので、問題ないと思います。賛成したいと思います。ご審議をお願いいたします。

**議 長** ただいま横山委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長** ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、2番について、農政課長、よろしくをお願いいたします。

**農政課長** 続きまして、議案第1号2番をご説明いたします。

議案書 1 ページの 2 番、参考資料の 3 ページから 6 ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は大橋、現況地目は畑、面積は1,475平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は10年の設定でございます。

借受者の方は、大根、ネギを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議 長** ただいま農政課長より議案第 1 号の 2 番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、松戸委員。

**松戸委員** 申請者は農協の理事等もしていた方で、また、再設定ということなので、賛成したいと思います。よろしくお願いいたします。

**議 長** ただいま松戸委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長** ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第 1 号の 2 番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、3 番について、農政課長、よろしくお願いいたします。

**農政課長** 続きまして、議案第 1 号 3 番をご説明いたします。

議案書 1 ページの 3 番、参考資料の 7 ページ、8 ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は高塚新田、現況地目は畑、面積は1,368平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は10年の設定でございます。

借受者の方は、大根、ネギを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議 長** ただいま農政課長より議案第 1 号の 3 番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、松戸委員。

**松戸委員** 13番、松戸英樹です。

再設定ということなので、賛成したいと思います。よろしくお願いいたします。

**議 長** ただいま松戸委員より、原案に賛成との意見がございました。  
ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長** ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の3番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、4番について、農政課長、よろしくお願いいたします。

**農政課長** 続きまして、議案第1号4番をご説明いたします。

議案書2ページの4番、参考資料の9ページ、10ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は紙敷、現況地目は畑、面積は1,022平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議 長** ただいま農政課長より議案第1号の4番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅孝一委員。

**湯浅(孝)委員** 議席番号11番、湯浅孝一です。

再設定案件ですので、原案に賛成したいと思います。

**議 長** ただいま湯浅委員より、原案に賛成との意見がございました。  
ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議 長** ご意見がないようでございます。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の4番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、5番について、農政課長、よろしくお願ひいたします。

農政課長 議案第1号5番をご説明いたします。

議案書2ページの5番、参考資料の11ページ、12ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は五香西、現況地目は畑、面積は792平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は1年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、カブを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま農政課長より議案第1号の5番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山崎委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎です。

再設定案件でもあり、今後も農地として適正管理が見込めるので、賛成したいと思います。  
ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ただいま山崎委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の5番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席いたします。

ありがとうございました。

(農政課長退席)

---

## ◎議案第2号

議長 続いて、議案第2号の1番 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。説明をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 議席番号5番、山室でございます。

去る1月5日水曜日、議案第2号の審査のため第2審査会第1審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたのでご報告させていただきます。

当日は、鈴木榮一第2審査会会長をはじめ、杉浦勇司農業委員、湯浅雅之推進委員、小暮俊推進委員と私の5名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に慎重なる審議を行ったものであることをご報告させていただきます。

では、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の1番についてご説明します。

議案書の3ページ、議案参考資料については13ページから17ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の13ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請者は現在母親が経営する洋菓子及びケーキ製造販売の店舗で従業員として従事しています。申請地に隣接する土地にケーキの製造販売の店舗併用住宅の建築を計画しており、お客様用の駐車場が必要なことから、申請地を取得し、駐車場用地として利用するためです。

15ページをご覧ください。

施設の概要については、車両4台の駐車場です。

整地については砕石舗装とし、排水については雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、西側及び南側は30センチの新設のブロックを積んで土砂流出の防止をし、東側は隣地の既設ブロックを利用いたします。

審査会では、隣地の高木の枝が申請地に張り出していることについて質問したところ、必要に応じて伐採することを隣地の土地所有者が了承しているとの回答を得ました。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。



申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

信用について、過去の農地転用などの状況を調査したところ、農地法の違反はございませんでした。

農地区分については、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であることから、第2種農地として判断いたしました。

以上、議案第2号の1番について説明いたしました。審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

**議 長** ただいま山室座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅孝一委員。

**湯浅（孝）委員** 議席番号11番、湯浅孝一です。

座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成したいと思います。

**議 長** ただいま湯浅孝一委員より、審査会意見に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

**議 長** ほかに意見がないようでございます。

審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定いたしました。

次に、議案第2号の2番につきまして説明をお願いいたします。

**第2審査会第1審査班座長** それでは、議案第2号の2番についてご説明させていただきます。

議案書の3ページ、議案参考資料については19ページから23ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の19ページのところでございます。

権利の形態は、使用貸借権の設定です。

申請理由は、申請者は松戸市内で農業に従事しております。新型コロナウイルス感染防止のため無人の農産物自動販売機を設置することから申請地を借り受け、農産物自動販売機用地として利用するためです。

21ページをご覧ください。

施設の概要については、農産物自動販売機1台を設置いたします。

整地については、全面コンクリート舗装とします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、周囲は正面を除き単管パイプにトタン板で囲み、天井も雨よけのためトタン板を設置いたします。これについて市の建築審査課に確認したところ、建築物には該当しないとのことを確認しております。

審査会では現地調査の結果、既に農産物自動販売機が設置されておりました。この行為に対し、農地法違反であるとの指摘をいたしました。この農地法違反について、審査会として始末書の提出を求め、その内容を確認後、最終的な意見決定を行うことといたしました。

審査会終了後、申請者より始末書の提出があり、農地法の許可を得ず設置したことは大変申し訳ありませんでした、今後このようなことは二度とないようにいたしますとの内容でした。

費用については、全額自己資金で賄うことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請地は上下水道管の2種類が埋設された幅員4メートル以上の道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設があることから、第3種農地と判断いたしました。

以上、議案第2号の2番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

**議 長** ただいま山室座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

岩佐委員 はい。

議長 長 はい、岩佐委員。

岩佐委員 議席番号7番、岩佐忠夫です。

ただいまの座長の説明でよく分かりました。審査会の意見に賛成したいと思います。

議長 長 ただいま岩佐委員より、審査会意見に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長 ご意見がないようでございます。

審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の2番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

---

### ◎報告事項

議長 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書5ページ、報告事項1から21ページの報告事項7についてご報告させていただきます。

まず5ページ、報告事項1、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてですが、相続による所有権移転により6件の届出を受理いたしました。なお、6件ともあっせん希望はありませんでした。

次に、7ページから8ページ、報告事項2、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてですが、8ページの一番下に記載のとおり、11月分として田5件、3,129平方メートル、畑9件、3,763平方メートル、合計14件、6,892平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、9ページから13ページ、報告事項3、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、13ページに記載のとおり、田1件、852平方メートル、畑26件、

1万1,243平方メートル、合計27件、1万2,097平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、15ページ、報告事項4、農地法第18条第6項の規定による通知についてですが、2件の通知を受理しました。

次に、17ページ、報告事項5、農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、裁判所の照会1件に非農地回答をしました。

次に、19ページ、報告事項6、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり引き続き農業経営を行っている旨の証明書2件を交付しました。

次に、21ページ、報告事項7、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付についてですが、記載のとおり1件を交付いたしました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございます。

---

#### ◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和4年1月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時30分